

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### リースの途中解約と中小企業投資促進税制

Q：当社は、既存のリースの借り換えを考えています。

借り換え後の新リース料について、中小企業投資促進税制の税額控除を受けられるのでしょうか。

A：新リース料について、税額控除の適用があります。

#### 【解説】

総合経済対策の一環として打ち出された中小企業投資促進税制ですが、これは、平成10年6月1日から平成11年5月31日の間の取得等に限って認められる時限措置となっています。

そのため、これを機に、既存のリースを中途解約し、同一のリース会社に対して対象資産を新たにリースし直すケースも出ているようです。その際には、一般的に、リースの中途解約に対する一種のペナルティが新規リース料に上乘せされる場合が多く、全く新規にリース契約をした場合に比べ、旧リースのペナルティをひきずったリース契約の方が、たとえ同一機種種のリースであってもリース料は高くなります。

このペナルティ部分によって多少リース料が割高になったとしても、リース料の設定がもともと画一的に決められるものではないこと、内訳が不明なこと、政策減税措置であることなどから、ペナルティ部分を含めた新規リース料の全額が税額控除の対象になります。

